

## 平成20年2定総務企画常任委員会

亀井委員

まず、平成20年度当初予算の知事政策枠について何点かお伺いしたいと思います。  
知事政策枠の事業はどのような手続で予算化したのか、またロットはどのくらいかということを確認の意味でお尋ねしたいと思います。

財政課長

まず手続でございますが、平成20年度の当初予算にかかる各部局からの予算要求を11月5日に締め切りまして、その後、予算編成のための調整というのを進めていくわけでございます。その予算編成の過程の中で、知事御自身が、全体の予算要求の中身だとか政策環境などをいろいろと判断をされて、予算化を早目にすることが必要なのではないか、または現在ある仕組み、体系を見直した方がいいのではないかとということで、関係の部局に指示を出されました。その指示に基づいて、各部局では具体的にどのように事業化ができるか、または体系を整備し直すことができるのかという検討をいたしまして、さらに、政策ということでございますから、総合計画との整合性のチェックをした上で、通常の予算編成のスケジュールとは別に追加で予算要求がございました。

その追加の予算要求をいただいてから、通常の予算と同じ手続でございますが、私と総務部長の査定という段階を踏みまして、庁内での調整を図った上で、知事査定の場で予算化の決定をされたというような状況でございます。

もう1点、ロットというお話がございましたが、今回は1億8,000万円ほどでございます。その中身は既に最初の段階で予算要求されているもので、具体的にはクールネッサンスのプロジェクトでございます。その体系を整理したという部分がございますので、実際にこの知事政策枠として新たに追加になった部分というのは8,900万円ほどでございます。

亀井委員

これは来年度以降はどうでしょうか。増加していきそうなのでしょうか。分かる範囲でお示してください。

財政課長

来年度以降につきましては、4月から企画部門と財政部門を統合いたしまして、新たな組織体制である政策部をつくってまいります。この政策部の中で、今回試行したその結果も踏まえまして、改めて検討していくということでございますので、現段階でどれくらいの事業規模になるのかというのを具体的に推計しているものではございません。

今の段階でどのようなことを検討していかなければいけないか、財政当局として想定しているものでもかなりございます。例えばそもそも予算の枠というものをはじめから用意しておく必要があるのか、またそれができるのか、具体的にどういう事業を対象にしていく必要があるのか。さらには、庁内では政策形成のプロセス、そして予算化という流れがしっかりございますので、その中でどういう形で位置付けていくのか、そのようなことを新たな政策部の中でしっかりと議論をして決めていかなければいけないと考えております。

## 亀井委員

例えば仮に増加すると考えた場合、今後どんどん増加していくかどうか分かりませんが、その枠の決め方自体、これから検討していかなければいけないとおっしゃっていましたが、これからこの知事政策枠がどんどん広がって、金額的にも10億円とか100億円とかになってしまったら、しっかりとした議論がされるのかどうか疑問に思っています。仮にこれがどんどん増加していった場合、今回問題になっている特別秘書と相まって、知事に権力が集中しないのかという危ぐがあります。というのは、知事がある意味自由にできるというお金である知事政策枠と、自由に使うことができる特別秘書を持てば、知事は会社で言えば社長みたいなものですから、こういうことがなくても人とお金は自分の管理下に置かれてはいるのですが、こういう形で今話題になっていることは、それだけお墨付きを得たということにもなると思います。要するに、お金と人が知事のところに集中するというふうな危ぐがあります。知事政策枠の決め方を聞いたところによると、いろいろな段階を踏んで予算と同じように決められていくという話でした。また、知事が中身を判断して関係部局に指示をするという説明もありましたが、特別秘書も直接的に命令はしないにしても、知事から受けた指示を間接的には指示することもあると思います。そうすると、間接的に結構なお金と人が知事のところに集中できてしまうのではないかという危ぐを持っています。その辺に関しては、県としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

## 財政課長

県の政策を決定し予算化していく過程というのは、しっかりとしたものを構築してございますし、実際に予算化していくに当たっては、庁内でそれが政策的にどう位置付けられて、しかもその内容が、例えば県の役割として適正なものか、またその事業の中身についてもっと具体的にいろいろ工夫をして経費を節減できないか、効率的にできないかという審査をしっかりとしていかなければいけないというのが大原則だと思います。

今回、平成20年度当初予算編成の中でやらせていただきましたものは、政策の決定をして予算化をしていくというプロセスにどうしても時間的な制約がございます。その流れにどうしても間に合わなかったもの、政策としてより早く実現していった方が良いものについて、新たにこの知事政策枠の中でも幾つか取り上げさせていただきました。

そういう意味では、これで時間的な問題というのを解決できたところもございますが、全体の財源がある程度限られている中で、この知事政策枠の創設により、知事の御判断でどんどん予算化をしていけるという性格のものとは違うと考えております。県としても政策判断というのは必ずやらなければいけませんので、そのための議論も十分やらなければいけないわけです。その結果として庁内調整である査定をして予算化をしていくという流れだけは、どうやっても変わらないと考えておりますので、委員おっしゃったようなところについては、十分に適正なものとして整理できていると考えております。

## 亀井委員

いわゆる金と人ということですので、人事課の御意見もお聞きしたいと思います。

## 人事課長

人事につきましても、知事が決定権を持っているといったことにはなりますが、県庁という組織は、知事が一人で決めているといったものではございません。人事につきましても、下からの積上げと部局のチェック、そして最終的には総務部長の判断が入りますし、副知事の判断も入って、その中で決定していくということで、一方的に知事が決めていくといった構図ではございませんので御安心いただきたいと思っております。

## 亀井委員

今御説明いただいたことを踏まえて要望ですが、知事政策枠というのは、これからどんどん広がっていく危険性もあるようなものです。これと特別秘書についてもずっと議論されていますが、そのことに関しては県民が疑念を抱く、判断しかねる部分があると思います。これは先日も申し上げましたように、いわゆる側近政治的な危ぐを県民としては払しょくできないかもしれませんので、そういう部分も踏まえて、透明性の担保をどのぐらいしっかりしたものとして県民に示すことができるかが問題だと思います。その辺をしっかりと検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次は基地関係について、今回は防災という観点ではなくて、防犯の観点で質疑をさせていただきます。

去る2月10日に沖縄県で米軍人が女子中学生に暴行するという極めて重大な事件が発生しまして、神奈川県としても県民が安心して暮らせるように、事件や事故をゼロにしていく努力をしなければならぬと改めて痛感いたしました。そこで、米軍人等による事件、事故について伺いたいと思います。

まず確認の意味で、米軍人等の事件、事故が発生した場合、県にはどのような経路で連絡が入るのか、また、どのぐらい時間がかかるのかというのを教えていただけますか。

## 基地対策課長

事件、事故に関して私どもの方に連絡が入ってくる仕組みにつきましては、日米合同委員会に諮問、答申されている内容であります。その内容につきましては、例えばどの程度の事件について連絡をすべきなのか、そして、その通報経路をどうするのか、あるいはその通報の様式はどうかといったことが同委員会で議論されております。そして、平成9年3月に現在の通報の経路、基準等が定められたところでございます。それ以前にも指針はありましたが、裁判に当たって不明確な点が多いといったことから、平成9年3月に改定されたということでございます。

私どもの方には、速やかに曜日や時間を連絡するということになってございまして、職員の休日であろうと深夜であろうと、連絡を受けたら即座に対応するという形をとっているところでございます。

## 亀井委員

今お話しいただいた県に連絡が入った場合の対応、また関係市との連携の仕方について、お伺いしたいと思います。

## 基地対策課長

今申し上げました形で県に連絡が入った場合の対応でございますが、まず情報収集に努めるべく、いろいろな関係機関に連絡をしながら対応しておりますが、えてしてこういった事件に関する情報というのは、第一報の内容が不完全であったり、不備があったりというようなことが非常に多いため、南関東防衛局だけではなく、県警あるいは地元市との連携を密にして対応しているところでございます。

そうした形で事件の概要をなるべく早目に把握いたしまして、神奈川県基地関係県市連絡協議会という組織がございしますが、そういった組織として、または県単独で、防衛省や外務省あるいは米軍に要望しております。その際に、その協議会に加入している市それぞれのお考えがありますので、調整しながら、その事案に応じて規律の確保や再発防止など、いろいろな要素を盛り込んで直接要請に伺い、今後の対応について米軍等といろいろな意見交換をしているというのが実態でございます。

## 亀井委員

災害時の相互支援に関する覚書が神奈川県と米海軍の間で締結されたことについてですが、それと同様に今の防犯に対しての覚書を交わすことも一つの方策ではないかなと思います。それについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

また、日ごろから関係市が集まって協議するという観点から、私は昨年12月定例会の一般質問で、米軍人の事件、事故についての包括的な地域協議会の設置を提案したところですが、その進捗状況はどのようになっているのか、併せてお伺いしたいと思います。

## 基地対策課長

1点目の災害協定と同じように、事件、事故の防止協定を締結してはどうかということについてですが、米軍人による事件、事故の防止に向けて、米軍側と単に規制だけではなく、協調しながらいろいろ効果的な対策を工夫、検討していくことが非常に大切だと理解しております。委員の質疑の趣旨は、事件、事故防止に向けて努力義務なり取組目標を文字化して、協定として結ぶことについてどうかということだと思います。現在、いろいろな要望をしている中で、米軍側が我々の意見を聞いたり、あるいは独自にいろいろな対策を講じてきておりますが、残念ながら繰り返し事件が発生するといった現実がございます。少しでも実効性がある策を講じていくという意味で、こういった協定というものは、私どもだけではなくて日米がかかわってつくるものですので、米軍とのいろいろな意見交換をしながら、より有効な防止策を検討していくための協議を進めていきたいと考えております。

もう1点の、12月定例会において委員から御提案いただきました包括的な協議会の設置でございますが、今お話ししましたように、実質的な防止策に向けた一つの方策という意味でも、真しに御提案を受け止めさせていただいております。12月定例会以降も南関東防衛局や横須賀市の基地対策課ともいろいろな意見交換をさせていただいております。

御案内のとおり、現在いろいろな角度から幾つかの協議会がございまして、それらはそれなりに一定の成果は出ているといった認識しております。皆さん一生懸命対応していらっしゃる中で、全体を包括的に一つの協議体として形成していくためには、横須賀市では、今年の夏に新たな空母が配備されるという大きな動きがございますので、そういった部分も検討の一つの要素としなければいけないということも認識しております。そういったことも踏まえて、いつのタイミングでどう対応していったらいいのかといったようなことも十分認識しながら進めなければいけないということで、今いろいろな意見を伺っております。そういったタイミングも踏まえて、引き続き委員御提案の趣旨を受け止めて関係機関と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

## 亀井委員

最後に要望ですが、横須賀市と米海軍は協力関係がきちんできています。その辺は基地交付金の額の決定の早さからしても感じているところです。神奈川県としても米海軍との災害時の相互支援だけではなくて、米軍との事件、事故をなくすような方向で関係機関、関係市としっかりと連携して、協議をした上で、より良い方策を検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

## 亀井委員

公明党神奈川県議会議員団を代表して、当常任委員会に付託されました日程第1から日程第6の諸議案に対し、賛成の立場から以下数点意見を述べさせていただきます。

まず総務部関係についてであります。

最初に、特別秘書についてであります。

特別秘書は、知事の政務を補佐するということですが、県民の税金を使って給与が支給されるということもありますから、県民から疑惑を受けないよう透明性を最大限確保していただくよう要望しておきます。また、政策補佐官との違いをしっかりと明確にできるような体制をこれから築いていただくよう要望しておきます。

次に、地方交付税についてであります。

地方交付税は、本県にとって貴重な財源でありますので、予算に計上した以上は予算割れがあってはならないと思います。財政当局は平成20年度の財政運営に支障が生じないように、7月の普通交付税の決定に向けてしっかりと取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、行政システム改革の取組についてであります。

民間活力の導入は、県が実施している業務や提供しているサービスについて、コストの削減を図るとともに、サービス水準の維持向上を目指すものであり、サービスを受ける県民にとってもメリットが大きいと考えられます。民間に任せの方が効果的、効率的に実施できる業務は多々あると思いますので、今後ともできるだけ民間活力の導入をしていただくよう要望しておきます。また、地元の企業、中小企業も参入しやすいような制度をこれから検討していただくよう要望しておきます。

次に、条例見直しの仕組みについてであります。これは条例を定期的に見直して、より良い条例とするための仕組みづくりであることは理解できますし、県民にも分かりやすい仕組みとして実施してもらいたいと考えております。条例の見直しに当たっては、見直しの五つの視点を踏まえて、柔軟に対応し、情報公開を徹底し、見直しの着手をされるよう要望しておきます。

次に、知事政策枠についてであります。これは、今後広がっていく可能性が十分にあるわけで、特別秘書の設置と相まって増大し過ぎることが懸念されます。よって、透明性の確保を県民に示していかれるよう強く要望しておきます。

次に、企画部関係について、まず基地問題についてであります。

去る2月8日に在日米海軍司令官との間で災害時の相互支援に関する覚書が締結されましたが、日ごろから基地負担を負っている本県にとって、米国側からも支援を受けられるという仕組みは、負担軽減策の一つとして評価できるものであります。こうした取組がより実効性を伴うものとなりますよう、安全防災局とも連携してしっかりと取り組んでいただくよう要望しておきます。

また、米軍の事件、事故への対応であります。県としてもそれを最小限に減らしていくため、関係機関と十分に話し合いを行い、より良い方策を検討し、実施していただくよう要望しておきます。

次に、地域の活性化への取組についてであります。昨年度、地域県政総合センターごとに地域づくり推進プランが策定されているところです。このプランの推進をはじめとした地域の活性化に向け、4月から新設される地域政策課の役割は非常に大きいものでありますので、組織を一本化したメリットを十分発揮されますよう要望しておきます。

以上、意見及び要望を申し上げ、当常任委員会に付託されました諸議案に賛成するものであります。